



MAPPS ゼミ ⑦

博物館の存在意義と予算の現状

【博物館法 第二条 1 (抜粋)】

この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

◎ 自らの存在意義を問い合わせる博物館

かつては「長引く不況」という表現が枕のように使われたものだが、経済状況はさらに混迷度を増し、いまや好況を想像しづらい時代へと突入している。地方自治体の財政状況はかつてないほど厳しく、それが博物館運営の基盤を大きく揺るがせている。

予算削減の波に晒される公共施設・サービス機関は、博物館だけではない。しかし、来館者数だけでなく利用シーンの緊急性や切迫度のイメージから、予算の配分が「後回し」とされがちな業種であることには間違いない。

他のサービス機関に比べ、地域でも目立つ存在とは言いにくい現状ではあるが、一方で社会に置ける博物館の意義を客観的に見つめ直す動きも始まっている。平成20年6月の博物館法改正では、館の運営に対する評価の努力義務規定が設けられ、透明性や客観性の確保に対する取り組みが始まっている。

こうした動きを、活発化している「情報開示に対する市民的な要求の一環」として捉えることも可能ではあるが、自館の社会的役割を視覚化し、存在理由を明らかにできるという側面も強く、積極的に評価に向き合う館も少なくない。

日本博物館協会は評価を3種類に区分している。自己評価、外部評価、第三者評価であるが、同協会の調査によれば各20%、13%、4%の実施率とされており、今後の取り組みが期待されるとしている。※

Points of View

- 経営の透明性や地域への貢献性を示す上で運営評価の実施は有効
- 要・不要を考慮しない予算削減は、自治体にも館にも有益ではない

※財團法人日本博物館協会 「博物館評価制度等の構築に関する調査研究報告書（平成21年3月）」より

※無断転載を禁じます。